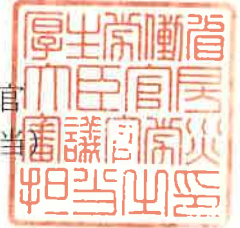




労災発0703第5号
令和元年7月3日

公益社団法人
日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省大臣官房審議官
(労災、建設・自動車運送分野担当)



労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労災レセプト電算処理システムについては、平成26年2月に稼働を開始して以来5年が経過したところでありますが、本システムの普及を一層進めるため、別添のとおり令和元年度においても労災保険指定医療機関を対象とした普及促進事業を実施しているところです。

つきましては、本システムの普及及び普及促進事業について御理解いただき、特に本システム未導入の貴会会員への周知について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業（令和元年度）の概要

1 労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業

労災指定医療機関及び労災指定薬局（以下「指定医療機関等」という。）からの労災診療費等の請求については、平成26年から、労災レセプト電算処理システム（以下「労レセシステム」という。）によりオンラインでできることとなった。

しかしながら、労レセシステム導入には、システム改修及びソフト購入等の費用がかかり、また、労災保険の取り扱い件数が少ない等の理由により、労レセシステムの普及が進んでいない状況にある。

このため、労レセシステムについて、指定医療機関等に対し広く周知するとともに、導入意向のある指定医療機関等に対し重点的に導入勧奨し、導入時の支援金の支払により、労レセシステムの普及を図るものである。

2 普及促進のための委託事業

厚生労働省は、労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業について、株式会社博報堂に委託し、次の事業を行う。

(1) 未導入の指定医療機関等に対する普及促進に向けた広報・周知活動

指定医療機関等に対する個別訪問による導入勧奨など

(2) 未導入の指定医療機関等に対するパンフレット等の作成・発送

(3) 未導入の指定医療機関等に対する普及促進に向けた説明会の実施

(4) WEBによる広報

(5) 導入支援金の支払（上限額の引き上げ）

新たに労レセシステムを導入した指定医療機関等に対し、導入に係る費用の2分の1に相当する額を支払う。ただし、次の額を上限とする。

医療機関（病床数20床以上）80万円、

（病床数20床未満）50万円

薬局 20万円

(6) 問合せ対応のためのヘルプデスクの設置・運営

3 厚生労働省及び都道府県労働局の取組

厚生労働省及び都道府県労働局は、労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進に向け、次のような取組を行う。

(1) 厚生労働省の取組

ア 関係団体への協力依頼

イ 厚生労働省ホームページへの掲載による周知

(2) 都道府県労働局の取組

ア 指定医療機関等に対する個別訪問による導入勧奨

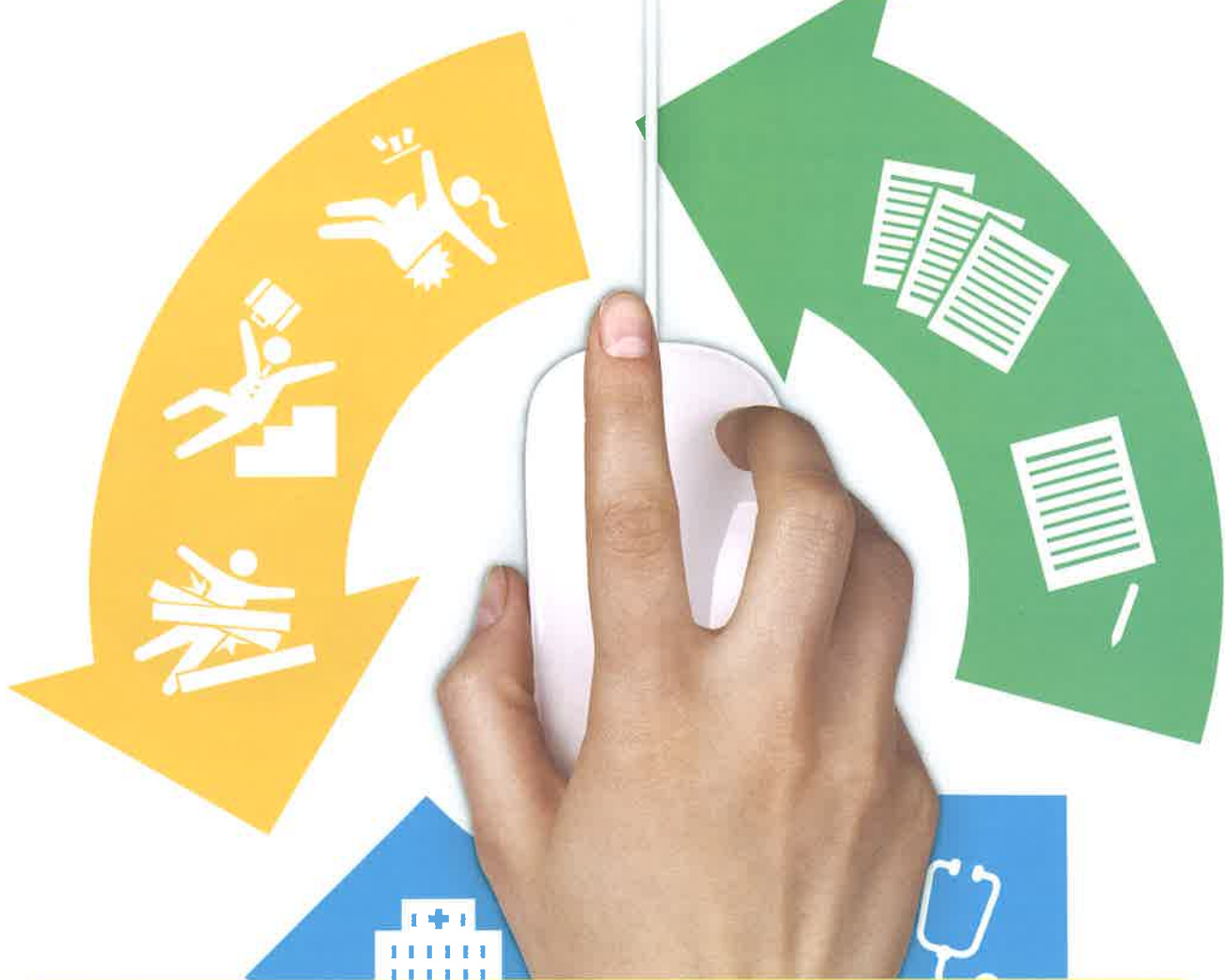
イ 関係団体への協力依頼

ウ 関係団体が実施する各種会合等の場における周知

エ 都道府県労働局ホームページへの掲載による周知

労災レセプト電算処理システム

現在、労災レセプト電算処理システムの普及促進のため、導入される労災指定医療機関のみなさまに対し、導入支援金をお支払します。



オンライン請求になり、レセプト提出期限まで時間の余裕ができました。それに加え、請求前にエラーのチェックのできることから、より正確な請求ができるようになりました。(大阪府/Kクリニック)

紙レセプトを作成する手間が省けて作業がとてもスムーズになりました。書き写しの間違いやレセプト用紙の取り寄せの手間が省けます。(福岡県/H医院)

導入や導入支援金に関するお問い合わせ

労レセシステム普及促進センター ヘルプデスク

TEL:0120-900-673
(土日祝日は除く、平日9:00~18:00)

FAX:0120-900-681
E-mail:info@rourece.org

WEB: <http://www.rourece.mhlw.go.jp/>

労災レセプトオンライン化ナビ

検索

オンライン請求を導入した 医療機関さまの声

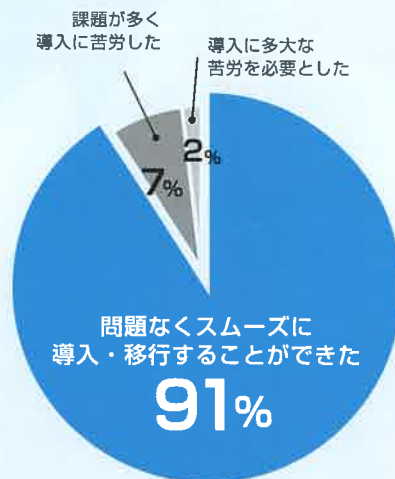
平成28年4月以降にオンライン請求を導入した
全国の労災指定医療機関さまに向けて、アンケートを実施しました。

Q. 労災レセプトのオンライン化導入及び運用移行は
どのような状況であったのか、お教えてください。

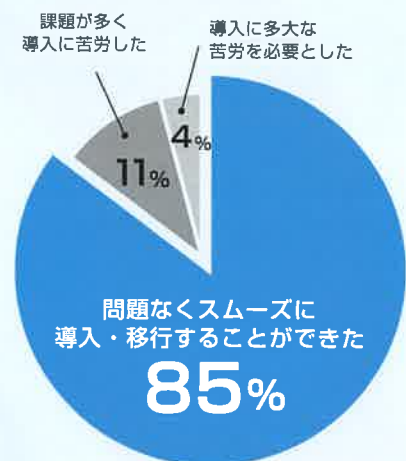
**約90%の方が
スムーズな導入・移行
を行っています。**

労災レセプトのオンライン化について
導入された医療機関にお聞きしたところ、
オンライン化導入及び運用移行の
状況について、病院では91%、診療
所では85%の方に「問題なくスムーズ
に導入・移行することができた」と
回答いただきました。

(有効回答数 779件)

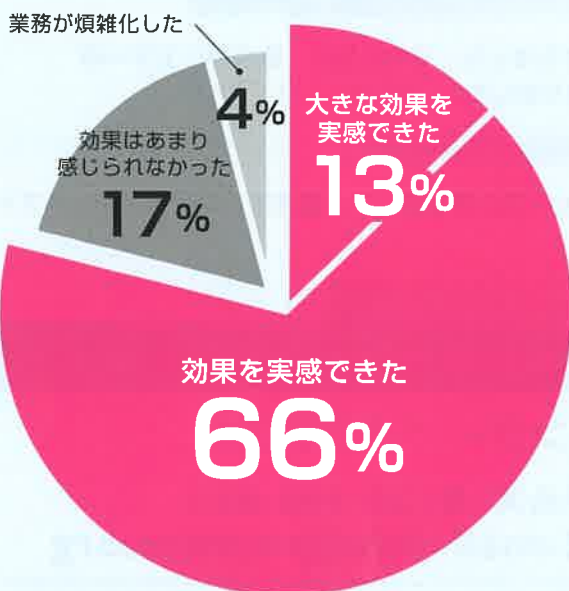


[病院]



[診療所]

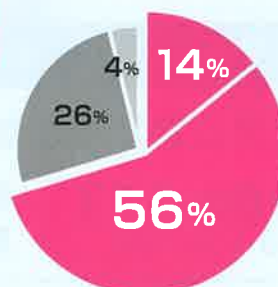
[取扱件数が月10件以上]



Q. システム導入による、効果(業務への影響)
について、お教えてください。

**70~80%の方が
導入した効果を
実感しています。**

[全体]



労災レセプトのオンライン化について
導入された医療機関及び薬局にお聞き
したところ、導入による業務への影響
について、取扱件数が月10件以上
(n=282)では、約80%の方に、「導入
効果があった」と回答いただきました。
尚、全体では70%の方が「導入効果
があった」と回答いただきました。
(有効回答数 1,083件)

オンライン化は簡単で便利！

労災レセプト電算処理システムのメリット

メリット1

明快

査定結果・理由・支払額が分かります。

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、システム上で診療行為ごとの「査定結果・理由」「支払額」を確認できます。また、それらのファイルのダウンロードも可能です。

メリット2

確実

事前にデータの不備をチェックできます。

請求前に事前の点検(受付前点検)を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできます。記入漏れや誤りのないレセプト作成により、請求業務がスムーズになります。

メリット3

余裕

受付時間が延長されます。

土・日・祝日でも、毎月5～7日は8～21時、8～10日は8～24時までに請求することができます。また、データに不備があり、10日までに請求できなかった件数分は、当月の12日まで修正して請求することができます。

メリット4

安全

個人情報の流出防止など、セキュリティが向上します。

レセプトの搬送(窓口への持参又は送付)時の破損や紛失などを回避できます。オンライン請求は安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。

メリット5

お得

電子化による点数が算定できます。

レセプト1件あたり、5点の労災電子化加算がされます。(令和2年3月診療分までの予定です。薬剤費レセプトは対象となりません。)

システムの導入から支援金申請までの流れ

労災レセプト電算処理システム導入

- ①システムを導入する際は、所定の届出書を都道府県労働局に提出してください。
※届出書類は厚生労働省のホームページから、ダウンロードできます。
 - ②労働局から、ID・パスワードの発行を受けてから、端末の操作及び確認試験を実施してください。
- 確認試験の実施

申請書作成・送付

- 契約書、納品書、領収書等を揃えて申請書一式を送付

申請書類確認

- 申請書類確認
※申請書を受付しましたらヘルプデスクよりご連絡致します。
※書類に不備がある場合、返却させていただきます。

支払通知書送付

- 登録口座あてにお振込み
※ご提出後、書類の審査をさせていただきます。
ご提出からお振込みまで、約1ヶ月かかります。

入金確認

支援金の上限金額が変わります！

平成31年4月1日以降に導入

病院は…最大**80万円**
診療所は…最大**50万円**

平成31年3月31日以前に導入

病院は…最大**50万円**
診療所は…最大**40万円**

※導入とは医療機関に労レセシステムが納品された日付をさします。



※1,000円未満の端数切り捨て

実支出額に2分の1を乗じた額を原則お支払いしますが、区分ごとに定める限度額を上限とします。ただし、選定された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。



WEBダウンロードで さらに申請が簡単に！

申請書がWEBサイトからダウンロードできるようになりました。PDFに直接入力できるので、書き直しの心配もありません。印刷したら、必要箇所に署名・捺印をして、あとは添付書類が揃えば申請ができます。

各都道府県労働局一覧

北海道局	(代)011-709-2311	石川局	(直)076-265-4426	岡山局	(直)086-225-2019
青森局	(直)017-734-4115	福井局	(直)0776-22-2656	広島局	(直)082-221-9245
岩手局	(直)019-604-3009	山梨局	(直)055-225-2856	山口局	(直)083-995-0374
宮城局	(直)022-299-8843	長野局	(直)026-223-0556	徳島局	(直)088-652-9144
秋田局	(直)018-883-4275	岐阜局	(直)058-245-8105	香川局	(直)087-811-8921
山形局	(直)023-624-8227	静岡局	(直)054-254-6369	愛媛局	(直)089-935-5206
福島局	(直)024-536-4605	愛知局	(直)052-855-2147	高知局	(直)088-885-6025
茨城局	(直)029-224-6217	三重局	(直)059-226-2109	福岡局	(直)092-411-4799
栃木局	(直)028-634-9118	滋賀局	(直)077-522-6630	佐賀局	(直)0952-32-7193
群馬局	(直)027-896-4738	京都局	(直)075-241-3217	長崎局	(直)095-801-0034
埼玉局	(直)048-600-6207	大阪局	(直)06-6949-6507	熊本局	(直)096-355-3183
千葉局	(直)043-221-4313	兵庫局	(直)078-367-9155	大分局	(直)097-536-3214
東京局	(直)03-3512-1617	奈良局	(直)0742-32-0207	宮崎局	(直)0985-38-8837
神奈川局	(直)045-211-7355	和歌山局	(直)073-488-1153	鹿児島局	(直)099-223-8280
新潟局	(直)025-288-3506	鳥取局	(直)0857-29-1706	沖縄局	(直)098-868-3559
富山局	(直)076-432-2739	島根局	(直)0852-31-1159		

導入支援金のご案内

労災レセプト電算処理システム未導入の労災指定医療機関のみなさまへ

導入支援金
最大
80万円
がご利用いただけます。

令和2年2月到着分までとさせていただきます。
予算がなくなり次第終了となります。

導入や導入支援金に関するお問い合わせ

労レセシステム普及促進センター ヘルプデスク

TEL: 0120-900-673

(土日祝日は除く、平日 9:00 ~ 18:00)

FAX: 0120-900-681

E-mail: info@rourece.org

WEB: <http://www.rourece.mhlw.go.jp/>

労災レセプトオンライン化ナビ

検索

労災指定医療機関のみなさまが、労災レセプト電算処理システムを導入する際の費用の一部を支援します。

対 象

- 1 労災指定医療機関：平成28年4月1日以降に労レセシステムを導入した労災指定医療機関
- 2 対象の費用：労災レセプト等をオンライン請求するために必要な環境整備に係る費用の一部を支払うものであり、導入支援金の算定方法は、以下に示すとおりです。

導入支援金の算定方法

導入支援金の支払額は、労災専用ソフトウェアの導入及び諸設定に要した実支出額に2分の1を乗じて得た額とします。ただし、当該額が、次の表1及び表2に記載した区分ごとに定める限度額を上回る場合には、当該限度額を支払額とします。この場合において、平成31年4月1日以降に労レセシステムを導入した指定医療機関等については、表1に定める限度額を適用するものとし、平成31年3月31日以前に労レセシステムを導入した指定医療機関等については、表2に定める限度額を適用するものとします。

なお、支払額に1000円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとします。

表1 平成31年4月1日以降に導入した指定医療機関に適用する限度額

区分	限度額
病院(病床数20床以上)	80万円
診療所(病床数20床未満)	50万円

表2 平成31年3月31日以前に導入した指定医療機関に適用する限度額

区分	限度額
病院(病床数20床以上)	50万円
診療所(病床数20床未満)	40万円

支援金の上限金額が変わります！

平成31年4月1日以降に導入

病院は…最大**80万円**
診療所は…最大**50万円**

平成31年3月31日以前に導入

病院は…最大**50万円**
診療所は…最大**40万円**

※導入とは医療機関に労レセシステムが納品された日付をさします。



WEBダウンロードで さらに申請が簡単に！

申請書がWEBサイトからダウンロードできるようになりました。PDFに直接入力できるので、書き直しの心配もありません。印刷したら、必要箇所に署名・捺印をして、あとは添付書類が揃えば申請ができます。